

きょうと生物多様性センター運営協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、きょうと生物多様性センター運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を京都市左京区下鴨半木町に置く。

(目的)

第3条 協議会は、京都府及び京都市が設置するきょうと生物多様性センターを運営し、京都の伝統・文化や暮らしを支えてきた「京都の自然の恵み」を守り、次世代につないでいくため、生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に、生物多様性に係る理解促進や担い手育成、地域や企業の保全活動の支援等を行うとともに、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築し、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を展開することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 分布などの生物多様性情報の集積・データベース化に関すること。
- (2) 各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握に関すること。
- (3) 民間企業や大学等研究機関、自然環境保全団体（以下「保全団体」という。）等の多様な主体のネットワークに関すること。
- (4) 民間企業や大学等研究機関、保全団体等の連携による保全活動のコーディネートに関すること。
- (5) 民間企業や保全団体等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談に関すること。
- (6) 民間企業や保全団体等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案に関すること。
- (7) 民間企業や保全団体等の保全活動や啓発等の支援及び受託に関すること。
- (8) 生物多様性に係る調査・研究に関すること。
- (9) 資料や情報を活用した環境学習、担い手育成及び情報発信に関すること。
- (10) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 協議会は、前項の各号に関する業務の一部を当該協議会以外の者に委託し

て実施することができる。

第2章 会員及び役員等

(会 員)

第5条 協議会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 別表に掲げるもの
 - (2) 賛助会員 協議会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した団体又は個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって総会での議決権を有する会員とする。
 - 3 賛助会員の入会等については、会長が別に定める。

(負担金)

第6条 正会員のうちの地方公共団体は、総会で別に定める負担金を納入しなければならない。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 2名
- 2 会長は、正会員の中から総会で選任する。副会長、監事は正会員の中から総会の同意を得て、会長が委嘱する。
 - 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(センター長等)

第13条 協議会は、きょうと生物多様性センターのセンター長及び名誉センター長（以下「センター長等」という。）を選任することができる。

- 2 センター長等は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 センター長等は、重要な事項について助言を行う。
- 4 センター長が欠けたときは、会長が兼務することができる。
- 5 第9条から前条までの規定は、センター長等について準用する。

第3章 総会

(総会の種別等)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 正会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- 5 会長が必要と認める場合には、正会員に対し書面により賛否を求め、その回

答をもって総会の開催に代えることができる。

(総会の招集)

第 15 条 前条第 4 項第 1 号の規定により請求があつたときは、会長は、その請求のあつた日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を正会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 16 条 総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 正会員は、総会において、各 1 個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第 18 条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、正会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第 17 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 18 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第 19 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無

効とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第16条第1項及び第4項並びに第18条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数、当該総会に出席した正会員数、第19条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した正会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第4章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、総会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

第22条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会長が別に定めるものによるものとする。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第23条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 25 条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

2 会長は、総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

第 6 章 規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第 26 条 この規約は総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第 27 条 協議会を解散する場合は、総会において出席者の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(事業終了後又は協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 28 条 第 4 条の事業が終了した場合又は協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 7 章 雑則

(細則)

第 29 条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和 5 年 3 月 17 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第 7 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 9 条第

- 1 項の規定に関わらず、令和7年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度のセンター長等の選任については、第13条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については第13条第5項の規定に関わらず、令和7年3月31日までとする。
- 4 協議会の設立初年度の負担金については、第6条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 5 協議会の設立初年度の予算の議決については、第24条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 6 協議会の設立初年度の事業年度については、第23条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和6年3月31日までとする。
- 7 第5条に規定する正会員については、この規約の施行の日から令和5年3月31日までの間は別表のとおりとし、令和5年4月1日以降は、別表中「府民環境部長」とあるのは「総合政策環境部長」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、令和6年5月8日から施行する。

別表（第5条関係）

| | |
|----------|--|
| 環境審議会 | 京都府環境審議会 自然・鳥獣保護部会長 京都市環境審議会 生物多様性保全検討部会長 |
| 自然環境保全団体 | 自然環境保全京都府ネットワーク 会長 |
| 経済団体 | 京都商工会議所 産業振興部 部長 京都工業会 環境委員長 |
| 大学等研究機関 | 京都大学大学院 地球環境学堂 地球親和技術学廊 教授 京都府立大学 新自然史科学創生センター 生物多様性部会長 |
| 植物園及び動物園 | 京都府立植物園 園長 京都市動物園 園長 |
| 行政機関 | 京都府 府民環境部長 京都市 環境政策局長 |